



SEC CARBON

第104期  
報告書

2023年4月1日 ▶ 2024年3月31日

SECカーボン株式会社

証券コード：5304

# ごあいさつ



代表取締役社長

中島 耕

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社は、2024年3月31日をもちまして、第104期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の決算を行いましたので、ここに事業の概況をご報告申し上げます。

なお、期末配当金につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、企業体質の強化のための投資等に必要な内部留保を確保しながら、永続的かつ安定的な利益還元を行うという配当方針に従い、1株当たり66円（株式分割前換算330円）とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

## 第1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済においては、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限が緩和され、一部地域に弱さが見られるものの、概ね景気に持ち直しの動きが見られました。一方、世界的な金融引締めに伴う影響やウクライナ情勢に伴う物流の混乱、原燃料・エネルギーコスト等の物価上昇、中国における不動産市場の停滞、中東地域をめぐる情勢に伴う影響等があり、先行きの経済見通しについては、下振れリスクを抱えており、不透明な状況が継続しました。

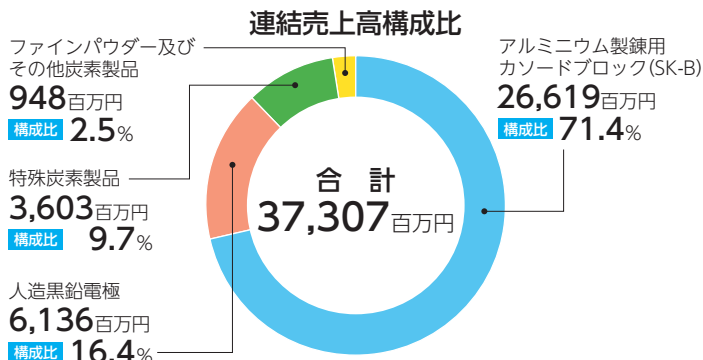
我が国の経済においては、消費者物価の上昇が際立つ状況の中、個人消費等に足踏みが見られるものの、企業収益等では、概ね持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかに回復しました。

このような状況下、当社グループでは、コストダウン、製品の拡販及び品質向上等経営体質の強化に取り組んでまいりました。

当連結会計年度では、世界経済の持ち直しを背景として、特にアルミニウム製錬用カソードブロックの販売が好調でした。その結果、売上高は373億7百万円となり、前年同期に比べて22.7%の増収となりました。

損益面に関しましては、電力料金等の上昇によるコストアップ要因はあったものの、販売数量の増加や為替レートが円安に推移したことによる輸出の収益性改善により、増益となりました。その結果、営業利益は102億1千7百万円（前年同期比57.4%増）、経常利益は115億5千5百万円（前年同期比51.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は72億9千9百万円（前年同期比35.1%増）となりました。

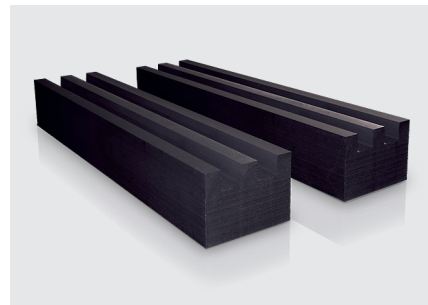
なお、当社グループは炭素製品の製造・販売を主な事業とする単一セグメントであります。当連結会計年度における製品別の売上高については、次のとおりであります。



## 各製品別売上高の概況

### ■ アルミニウム製錬用カソードブロック (SK-B)

総じて堅調なアルミニウム需要を背景とし、製錬会社の更新需要も拡大したため、販売数量は増加し、円安の影響もあって販売価格は上昇しました。その結果、売上高は266億1千9百万円となり、前年同期に比べて37.5%の増収となりました。



### ■ 人造黒鉛電極

国内外において、粗鋼生産が低調に推移しており、販売数量は減少しました。その結果、売上高は61億3千6百万円となり、前年同期に比べて7.2%の減収となりました。



## ■ 特殊炭素製品

非鉄金属関連向けの販売は堅調でしたが、一部需要家における在庫調整により販売数量が減少しました。その結果、売上高は36億3百万円となり、前年同期に比べて2.1%の減収となりました。



## ■ ファインパウダー及びその他炭素製品

その他炭素製品である加炭材等の販売数量が増加しました。その結果、売上高は9億4千8百万円となり、前年同期に比べて26.2%の増収となりました。



(製品別売上高実績)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年度比増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	増減率 (%)
アルミニウム 製錬用カソード ブロック (SK-B)	19,353	63.6	26,619	71.4	7,266	37.5
人造黒鉛電極	6,615	21.8	6,136	16.4	△479	△7.2
特殊炭素製品	3,681	12.1	3,603	9.7	△78	△2.1
ファインパウダー及び その他炭素製品	751	2.5	948	2.5	196	26.2
合 計	30,401	100.0	37,307	100.0	6,905	22.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループは、総額32億2千9百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、当社京都工場生産設備の更新に伴うものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界的な金融引締めや中国経済の停滞に伴う影響、物価上昇による下振れリスク、ロシアによるウクライナ侵攻、中東地域をめぐる情勢の影響等により、経済活動の先行きが見通し難い状況となっています。

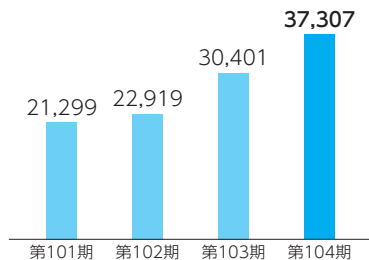
このような経営環境の中、当社グループは、成長戦略の深化、ものづくりの最適化、人材の質と量の再定義、IT基盤強化、カーボンニュートラルへの貢献、成長投資・戦略投資の推進、資本政策の推進を次期の経営重点目標として、その達成を目指し全社一丸となって取り組んでまいります。そして、当社グループは企業の社会的責任を認識した上で、法令遵守を徹底し、また環境負荷の低減、コーポレートガバナンスの充実にも積極的に努めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

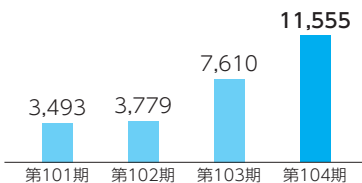
区 分	第101期	第102期	第103期	第104期(当連結会計年度)
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売 上 高(百万円)	21,299	22,919	30,401	37,307
経 常 利 益(百万円)	3,493	3,779	7,610	11,555
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,496	3,039	5,402	7,299
1株当たり当期純利益	122円80銭	149円54銭	265円81銭	359円16銭
総 資 産(百万円)	58,722	62,608	72,554	87,798
純 資 産(百万円)	53,476	56,063	62,411	72,894
1株当たり純資産額	2,630円42銭	2,757円74銭	3,070円21銭	3,586円28銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しています。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっています。
2. 第102期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第102期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 当社は、2023年12月31日を基準日、2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。  
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第101期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

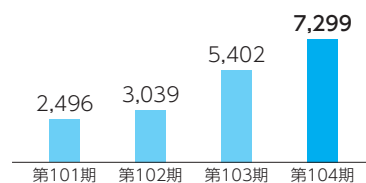
■ 連結売上高 (単位：百万円)



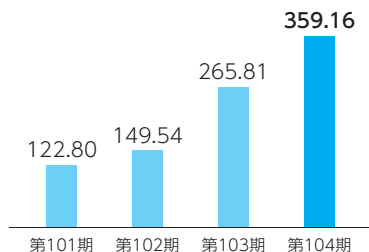
■ 経常利益 (単位：百万円)



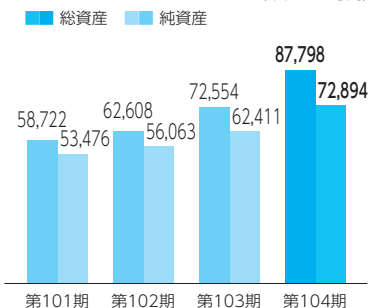
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



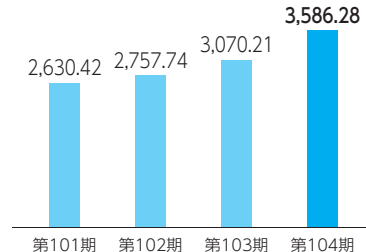
■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産／純資産 (単位：百万円)



■ 1株当たり純資産額 (単位：円)



(注)2024年1月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第101期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額を算定しております。



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

名 称	事業の内容	資 本 金	当社の出資比率
東邦カーボン株式会社	炭素製品の販売	40 百万円	97.4 %

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の1社であります。当連結会計年度の同社の売上高は、13億1千6百万円（前年同期比32.4%増）、経常利益は6千8百万円（前年同期比33.0%増）、当期純利益は4千5百万円（前年同期比32.9%増）であります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社は、炭素製品の総合メーカーとして、アルミニウム製錬用カソードブロック(SK-B)や電気炉製鋼用人造黒鉛電極の製造、販売を中心に各種炭素製品の製造、販売を主な事業としております。

その主要取扱製品は、次のとおりであります。

- アルミニウム製錬用カソードブロック(SK-B)
- 人造黒鉛電極
- 特殊炭素製品
- ファインパウダー及びその他炭素製品

**(8) 主要な営業所及び工場** (2024年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	兵 庫 県 尼 崎 市	東 京 事 務 所	東 京 都 中 央 区
京 都 工 場	京 都 府 福 知 山 市	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
岡 山 工 場	岡 山 県 岡 山 市	東 邦 カ ー ボ ン 株 式 会 社	兵 庫 県 尼 崎 市

**(9) 従業員の状況** (2024年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
271名	8名増

(注) 上記従業員数には、正規従業員数を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
268名	8名増	43.0歳	18.8年

(注) 上記従業員数には、正規従業員数を記載しております。

## 第2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 77,854,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,694,340株 (自己株式371,579株が含まれています。)
- (3) 株主数 4,173名 (前期末比1,458名増)

### (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 谷 製 鉄 株 式 会 社	3,980 千株	19.58 %
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,961	9.65
住 友 商 事 株 式 会 社	1,006	4.95
日 本 カ ー ボ ン 株 式 会 社	813	4.00
公 益 財 団 法 人 大 谷 教 育 文 化 振 興 財 団	679	3.34
大 谷 民 明	600	2.95
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	533	2.62
コ ー ソ 運 輸 工 業 株 式 会 社	494	2.43
大 和 工 業 株 式 会 社	477	2.35
日 鉄 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	418	2.06

(注) 持株比率は自己株式(371,579株)を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げるにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と市場流動性の向上を図ることを目的に2023年12月31日を基準日、2024年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施いたしました。

### 第3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	大 谷 民 明	
代表取締役社長	中 島 耕	
取 締 役	長谷川 和 重	営業部門、原料調達部門、管理部門担当
取 締 役	田 畑 洋	京都工場担当
取 締 役	大 谷 壽 一	大谷製鉄株式会社代表取締役社長 内藤証券株式会社社外取締役
取 締 役	森 千 春	森千春会計事務所所長
常 勤 監 査 役	井 上 雅 文	
常 勤 監 査 役	森 下 宏 也	
監 査 役	岡 和 彦	
監 査 役	早 崎 寛	

- (注) 1. 大谷壽一氏及び森千春氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 岡和彦氏及び早崎寛氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 森下宏也氏は、監査役就任前、当社経理部門の責任者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 森千春氏は、2023年6月29日開催の第103回定時株主総会で新たに取締役に選任され、就任いたしました。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社及び当社子会社のすべての役員（取締役、監査役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役又は監査役（以下、「役員」といいます。）が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

### (3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

##### [決定方針]

当社は、取締役報酬の算定及び決定において、役職ごとの役割の大きさや責任の範囲に相応しいものであること、当社の企業価値向上と更なる持続的な成長に向けた動機付けとなること、報酬決定の手続きに客観性・透明性が担保されていることを基本方針としております。

その概要は、次のとおりです。

- ・業績連動報酬に係る業績指標の内容及び業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定方針  
業績連動報酬算定の指標は、業績との連動性が高い前期営業利益とし、営業利益額の達成幅に応じ予め取締役会にて決定した取締役の役職別報酬表に基づき業績連動報酬の額を決定しております。

前期営業利益：6,490百万円

- ・報酬等の種類ごとの割合の決定方針

次頁④の役職別報酬表では、基本報酬(固定)部分と業績連動報酬(変動)部分に区分し、個人別の報酬合計額に占める業績連動報酬部分の割合について約30%を上限に設定しております。

- ・報酬を与える時期又は条件の決定方針

定時株主総会終了後の取締役会で審議・決定する取締役任期中の定額報酬を翌月25日までに金銭で付与するものとしております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額1億7千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は、年額4千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名、監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別報酬の具体的内容を決定しておりますので、委任に関する事項はありません。また、取締役会は、その決定内容が予め決定された役職別報酬表に基づき決定されることから上記①決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬	非金銭 報酬	
取締役 (うち社外取締役)	151 (15)	108 (13)	43 (2)	— (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	39 (9)	39 (9)	— (—)	— (—)	4 (2)

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役大谷壽一氏は大谷製鉄株式会社の代表取締役社長を務めております。同社は当社発行済株式の総数（自己株式を除く）の19.58%を保有し、当社は同社に対して主要製品である人造黒鉛電極を販売しております。当社製品全体の販売に占める同社の割合は約0.9%と僅かでありますので、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。また、同氏は内藤証券株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には取引関係はありません。なお、同氏は当社代表取締役会長大谷民明氏の三親等の親族であります。また、社外取締役森千春氏は公認会計士であり、森千春会計事務所を開設しておりますが、当社と同法人との間には取引関係はありません。

## ② 社外役員の名な活動状況等

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役の期待役割に関し行った職務の概要
社外取締役	大谷 壽一	当該事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から意見を述べております。また、議案審議等において問題提起や有益な助言などを行い、経営の重要事項の決定及び取締役等の職務執行を監督しております。
	森 千春	2023年6月の就任後、11回開催した取締役会のうちすべてに出席し、必要に応じ、公認会計士・税理士としての専門知識、豊富な経験や見識に基づき意見を述べております。また、議案審議等において問題提起や有益な助言などを行い、経営の重要事項の決定及び取締役等の職務執行を監督しております。
社外監査役	岡 和彦	当該事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、弁護士としての経験より当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
	早崎 寛	当該事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、その幅広い見地から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。

この定款規定に基づき、社外取締役大谷壽一氏及び森千春氏、社外監査役岡和彦氏及び早崎寛氏との間に法令が規定する額に損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## 第4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への永続的かつ安定的な利益還元を経営の最重要課題と考えており、剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、企業体質強化のための投資等に必要内部留保を確保しつつ、できる限り安定的に実施していくことを基本方針としております。なお、当社では2023年12月31日を基準日、2024年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施いたしました。

当期末の配当金は、この基本方針と当期の経営環境等を総合的に勘案し、2024年5月14日開催の取締役会決議により1株当たり66円（株式分割前換算330円）とさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載しております金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>54,866</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,307</b>
現金及び預金	22,344	買掛金	4,121
受取手形及び売掛金	13,433	リース債務	1
商品及び製品	2,418	未払費用	740
仕掛品	13,194	未払法人税等	2,414
原材料及び貯蔵品	3,095	未払消費税等	841
その他	408	賞与引当金	358
貸倒引当金	△28	設備関係未払金	262
		その他	1,567
<b>固定資産</b>	<b>32,932</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,596</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>12,405</b>	リース債務	0
建物及び構築物	3,596	長期未払金	31
機械装置及び運搬具	3,583	繰延税金負債	4,004
工具、器具及び備品	74	退職給付に係る負債	560
土地	1,262	<b>負債合計</b>	<b>14,903</b>
リース資産	0	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	3,888	<b>株主資本</b>	<b>61,762</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>52</b>	資本金	5,913
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,473</b>	資本剰余金	5,246
投資有価証券	20,309	利益剰余金	51,294
その他	173	自己株式	△692
貸倒引当金	△8	その他の包括利益累計額	11,120
		その他有価証券評価差額金	11,098
		退職給付に係る調整累計額	22
		非支配株主持分	11
		<b>純資産合計</b>	<b>72,894</b>
<b>資産合計</b>	<b>87,798</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>87,798</b>



# 連結損益計算書 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		37,307
売 上 原 価		22,590
売 上 総 利 益		14,717
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,500
営 業 利 益		10,217
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
受 取 配 当 金	678	
雑 収 入	629	1,355
営 業 外 費 用		
雑 支 出	17	17
経 常 利 益		11,555
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	86	86
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,254	1,254
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,386
法人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,451	
法 人 税 等 調 整 額	△365	3,086
当 期 純 利 益		7,300
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		7,299

# 計算書類

## 貸借対照表 2024年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>54,332</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,207</b>
現金及び預金	21,985	買掛金	4,046
受取手形	247	リース負債	1
売掛金	13,008	未払金	1,414
商品及び製品	2,417	未払費用	738
仕掛品	13,194	未払法人税等	2,400
材料及び貯蔵品	3,095	未払消費税等	835
その引当金	408	与引当金	357
貸倒引当金	△25	設備関係未払金	262
		その他	152
<b>固定資産</b>	<b>32,946</b>	<b>固定負債</b>	<b>4,616</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>12,405</b>	リース負債	0
建物	3,104	長期未払金	31
構築物	492	繰延税金負債	3,994
機械及び装置	3,580	退職給付引当金	590
車両運搬具	2		
工具、器具及び備品	74	<b>負債合計</b>	<b>14,824</b>
土地	1,262	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	0	<b>株主資本</b>	<b>61,356</b>
建設仮勘定	3,888	資本金	5,913
<b>無形固定資産</b>	<b>52</b>	資本剰余金	5,246
施設利用権	2	資本準備金	4,705
ソフトウェア	47	その他資本剰余金	541
リース資産	0	<b>利益剰余金</b>	<b>50,888</b>
ソフトウェア仮勘定	3	利益準備金	762
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,487</b>	その他利益剰余金	50,125
投資有価証券	20,192	固定資産圧縮積立金	17
関係会社株式	130	別途積立金	6,600
その他	173	繰越利益剰余金	43,508
貸倒引当金	△8	<b>自己株式</b>	<b>△692</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>11,098</b>
		その他有価証券評価差額金	11,098
<b>資産合計</b>	<b>87,279</b>	<b>純資産合計</b>	<b>72,454</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>87,279</b>

# 損益計算書 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		36,724
売 上 原 価		22,137
売 上 総 利 益		14,586
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,438
営 業 利 益		10,148
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
受 取 配 当 金	686	
雑 収 入	629	1,363
営 業 外 費 用		
雑 支 出	17	17
経 常 利 益		11,494
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	86	86
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,254	1,254
税 引 前 当 期 純 利 益		10,326
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,428	
法 人 税 等 調 整 額	△365	3,062
当 期 純 利 益		7,263

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

S E Cカーボン株式会社

取締役会 御中

2024年5月13日

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊東昌一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福岡宏之

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S E Cカーボン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S E Cカーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

S E Cカーボン株式会社

2024年5月13日

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊東昌一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福岡宏之

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、S E Cカーボン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第104期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

S E Cカーボン株式会社 監査役会

常勤監査役 井 上 雅 文 ㊟

常勤監査役 森 下 宏 也 ㊟

社外監査役 岡 和 彦 ㊟

社外監査役 早 崎 寛 ㊟

以 上

# ご参考

## ■ 会社概要 (2024年3月31日現在)

商号	SECカーボン株式会社
設立	1934年10月23日
資本金	5,913,872,864円
発行済株式総数	20,694,340株
主要製品	アルミニウム製錬用カソードブロック (SK-B) 人造黒鉛電極 特殊炭素製品 ファインパウダー及びその他炭素製品
ホームページ	<a href="https://sec-carbon.com/">https://sec-carbon.com/</a>

## ■ 役員 (2024年3月31日現在)

代表取締役会長	大谷 民明
代表取締役社長	中島 耕
取締役	長谷川 和重
取締役	田畑 洋
社外取締役	大谷 壽一
社外取締役	森 千春
常勤監査役	井上 雅文
常勤監査役	森下 宏也
社外監査役	岡 和彦
社外監査役	早崎 寛

(注) 大谷 壽一氏、森 千春氏、岡 和彦氏及び早崎 寛氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 3月31日 剰余金の配当 期末 3月31日 中間 9月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 ☎0120-094-777 (通話料無料)
同連絡先	
公告方法	電子公告によります。ただし、やむを得ない場合は日本経済新聞に掲載します。 公告掲載の当社ホームページアドレス <a href="https://sec-carbon.com/">https://sec-carbon.com/</a>
証券コード	5304

## ■ 事業所

本社	〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江一丁目2番6号 JRE尼崎フロントビル6階 TEL (06) 6491-8600
東京事務所	〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目15番3号 平和不動産日本橋ビル7階 TEL (03) 3279-0700
名古屋営業所	〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目17番19号 キリックス丸の内ビル8階 TEL (052) 231-5765
京都工場	〒620-0853 京都府福知山市長田野町三丁目26番地 TEL (0773) 27-2411
岡山工場	〒704-8147 岡山県岡山市東区正儀4700番地の2 TEL (086) 946-1500



京都工場

## ■ 株式に関するお問い合わせ先

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先		〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
お問い合わせ先	お取引の証券会社等になります。	☎0120-094-777 (平日9:00~17:00) (通話料無料)
各種手続き (住所変更、株主配当金受取り方法の変更等)		インターネットホームページ <a href="https://www.tr.mufg.jp/daikou/">https://www.tr.mufg.jp/daikou/</a>
未払配当金のお支払	株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社	



<https://sec-carbon.com/>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。